第31回玉村町農業委員会議事録

- 1、開催日時 令和5年1月6日 午後3時~午後3時45分
- 2、開催場所 玉村町役場3階大会議室
- 3、出席委員(15人)

会長 10番 松浦 好一 副会長 5番 齋藤 邦雄 副会長 9番 設楽 嘉一 1番 塚越 早苗 2番 徳江 清東 4番 羽鳥 誠 6番 星野 愼悟 7番 筑井 孝 8番 武士千雅子 11番 齋藤 直義 12番 原 信行 13番 横堀 德壽 14番 中澤 清 15番 新井 正芳 16番 吉田 直樹

- 4、欠席委員(1人) 3番 赤川 明宏
- 5、議事·報告

議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理状況について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について

- 6、その他
 - ○農業委員会改選について
 - ○農業委員手帳の配布について
- 7、農業委員会事務局職員

 事務局長
 齋藤 恭

 事務局
 村田 顕

8、会議の概要

事務局 : ただ今から、第31回玉村町農業委員会を開会いたします。

それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長:あけましておめでとうございます。

農業を取り巻く環境は厳しくなっております。

肥料の高騰も続いております。

頑張っていきましょう。

事務局 : ありがとうございました。それでは、会長が議長になりまして、議事の進行を

お願いいたします。

議長:本日の出席委員は15名ですので、総会は成立しております。

玉村町農業委員会会議規則第14条第1項の規定による議事録署名人ですが、

今回は 1番 塚越 委員 2番 徳江 委員 を指名します。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の村田係長を指名します。

議長:それでは、4番 議事に入ります。

議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請受付番号1について」

事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 : 【議案第1号 農地法第4条の許可申請受付番号1について説明】

議 長 : それでは、受付番号1について審議を行います。この件に関しまして、農地部会

で現地調査及び審議を行っておりますので、部会の報告を部会長から

お願いします。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、

部会としては**許可相当**と判断いたしました。

議 長 : これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。議案第1号について、原案 のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。 全員賛成 ということで、

受付番号1は原案のとおり許可相当と決定いたします。

議 長 : 続きまして議案第1号受付番号2について

事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 【議案第1号 農地法第4条の許可申請受付番号2について説明】

議長: それでは、受付番号2について審議を行います。この件に関しまして、農地部会

で現地調査及び審議を行っておりますので、部会の報告を部会長から

お願いします。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、

部会としては許可相当と判断いたしました。

議長これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号 2 について、原案のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、

受付番号2は原案のとおり許可相当と決定いたします。

議長:続きまして議案第農地法第5条の規定による許可申請受付番号1について

事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 : 【議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請受付番号1について説明】

議長:それでは、受付番号1について審議を行います。この件に関しまして、農地部会

で現地調査及び審議を行っておりますので、部会の報告を部会長からお願いしま

す。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないので、

部会としては**許可相当**と判断いたしました。

議 長 :ありがとうございました。これより質疑に入ります。

ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号1について、原案 のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、

受付番号1は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続きまして議案第2号受付番号2について説明をお願いします。

事務局 : 【議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請受付番号2について説明】

議長: それでは、受付番号2について審議を行います。この件に関しまして、農地部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会の報告を部会長からお願いします。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないので、 部会としては**許可相当**と判断いたしました。

議長: ありがとうございました。これより質疑に入ります。 ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号2について、原案のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、

受付番号2は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続きまして議案第2号受付番号3について説明をお願いします。

事務局 :【議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請受付番号3について説明】

議 長 : それでは、受付番号3について審議を行います。この件に関しまして、農地部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会の報告を部会長からお願いします。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないので、

部会としては許可相当と判断いたしました。

議 長 :ありがとうございました。これより質疑に入ります。

ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号2について、原案 のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、

受付番号2は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続きまして 報告事項 について説明をお願いします。

議 長 :続きまして、報告事項 に入ります。

報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局:報告事項第1号農地法第3条の3第1項の届出の受理状況について 説明します。内容につきましては相続で1 件受理しています。

報告事項第2号農地法第5条第1項第7号による届出書の受理状況市街化7区域の農地転用届け出は2件受理しています。

報告事項第3号農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について 1 件受理しております。

議 長 : それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手 願います。

く質問なし>

無いようですので、報告事項については、終了といたします。 続いて、次第6番 その他 に入ります。 事務局より説明をお願いします。

事 務 局:○農業委員会改選について

令和5年7月の改選にむけて、別紙通知を区長及び農事支部長に送付してあります。、また、募集要項の案は別紙の通りです。

〇農業委員手帳の配布について 別紙の通り配布いたします。

〇玉村町原油価格・物価高騰対策事業について 資料のとおり支援金を交付します。受給要件を確認の上申請してください。

○農業共済の支所移転について 資料の通り伊勢崎支所が前橋の共済会館に統合となります。

○金沢研修は行程等について直前に通知します。

議長:その他について、質問等委員の方から何かありますか。

<質問無し>

なければ以上で、本日の議題は全て終了致します。

事務局長:以上をもちまして、委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。